

検 定 意 見 書

受理番号 102-1		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	はじめに	13	商業を学ぶなさんには、	脱字である。	3-(2)				
2	2	17 - 18	株主は監査役を選任し、取締役が適法、適正に活動することを監査します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (全ての株式会社が監査役を選任すると誤解する。)	3-(3)				
3	9	側注 01	企業会計審議会により1949年に設定された会計基準です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (15ページ側注02の内容と違い理解し難い。)	3-(3)				
4	13	17	もとづいて	表記不統一である。 (308ページ左段33-34行目の記述と違う。)	3-(4)				
5	13	24	会社計算規則による財務諸表	生徒にとって理解し難い表現である。 (会社計算規則と財務諸表の関係が理解し難い。)	3-(3)				
6	14	9	(注解【注1】)	生徒にとって理解し難い表現である。 (何を意味しているのか理解し難い。)	3-(3)				
7	19	24	⑤外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (財務会計 I で学習すると誤解する。)	3-(3)				
8	21	11 - 13	財産法とは、期首と期末の資本の差額から純損益を計算する方法です。 期末資本-期首資本=+純利益 -純損失	生徒にとって理解し難い表現である。 (資本とはどこを指すのか、資本取引の処理について説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
9	22	19 - 20	発生主義とは、価値が増加したときに収益、減少したときに費用を認識する基準をいいます 以下、22行目「発生主義では、価値の	生徒にとって理解し難い表現である。 (1ページ用語集の記述と違う。)	3-(3)				
			増減」も同様。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-1		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	26	28	財務費用	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
11	31	2	結果として資産は流動資産と固定資産に分類されますが	生徒にとって理解し難い表現である。 (何の「結果」なのか理解し難い。)	3-(3)				
12	34	6	流動項目は、当座資産、棚卸資産、その他の流動資産に区分され 以下、7行目「区分され」も同様。	表記が不統一である。 (31ページ6-7行目では「流動資産」、「分類され」を用いている。)	3-(4)				
13	36 - 39		(「Section0「簿記」の復習」の全体) 以下、52ページ～57ページ、96ページ～97ページ、112ページ～113ページ、	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (簿記の内容を全員が学んでいるとは限らない。)	2-(1)				
			138ページ～139ページ、182ページ～184ページ、236ページ～238ページのSection0「簿記の復習」の全体も同様。						
14	51	囲み	(用語集「正味売却価額……売価から見積りのアフターコスト(販売直接経費)を差し引いた金額のこと。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (79ページ側注01の記述と異なり理解し難い。)	3-(3)				
15	65	3	するようにするように	誤植である。	3-(2)				
16	67	側注05	デパートにある(=より売れやすい状態にある)ことにより、積送品の価値は手許商品よりも上がったと考えることもできます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (積送諸掛と価値上昇の関係が理解し難い。)	3-(3)				
17	74		例5-1(全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「資料」の内容が理解し難い。)	3-(3)				
18	78	囲み	(「簿記のルール「帳簿VS実際」はつねに実際の勝ち」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-1		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
19	79	17	損益計算上	脱字である。	3-(2)				
20	80	囲み	(「ないものは評価しない」の記述全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
21	84	8 - 9	サービス業とは物品を販売するのではなく、サービス(役務)を提供することで対価を得る業態をいいます。 以下、84ページ側注01「日本の産業別	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (業態の意味を誤解する。)	3-(3)				
			人口の7割程度を占める業態です。」も同じ。						
22	91 - 94		外貨建取引(全体)	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)				
23	96	5	約束した証書	表記が不統一である。 (95ページ用語集は「約束した証券」を用いている。)	3-(4)				
24	102	3	支払 以下、5行目「支払」、11行目「支払」、15行目「支払」も同様。	表記が不統一である。 (100ページ9-10行目、101ページ5行目、102ページ8行目は「支払い」を用いている。)	3-(4)				
25	134	表	(「満期保有目的債券」の「処理方法」の欄「定額法」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (128ページ11行目の内容と異なり理解し難い。)	3-(3)				
26	157	リード	(「はじめに」の1-2行目「簿記には「費用は早めに計上する」というルール(保守主義の原則といいます)があります。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の根拠が分からない。)	3-(3)				
27	164 - 166		リース会計(全体)	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-1		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
28	175	8	長期保有する満期保有目的債券やその他有価証券	生徒にとって理解し難い表現である。 (134ページの図と表示区分と表示場所が異なる場合があり理解し難い。)	3-(3)				
29	175	下図	販管費	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
30	185	6	相手先の財政状態により	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (財政状態のみで区分されると誤解する。)	3-(3)				
31	187	側注 05	通常、貸借対照上	脱字である。	3-(2)				
32	209	下図	(「純資産の部」の「株主資本」、「利益剰余金」の「利益剰余金」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (210ページ13行目から20行目までの記述と違い理解し難い。)	3-(3)				
33	224 - 226		6 新株予約権 (全体)	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)				
34	236	8 - 10	それぞれ(1)商品の仕入などに際して仮払いしたとき、(2)売上などに際して仮受けしたとき、(3)決算のとき、(4)納付のときの5つの場面があります。	生徒にとって理解し難い表現である。 (4つの場面しか記述がなく理解し難い。)	3-(3)				
35	242 - 244		税効果会計 (全体)	発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)				
36	260	2 - 4	連結財務諸表には、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結貸借対照表、連結キャッシュ・フロー計算書があります。	生徒にとって理解し難い表現である。 (18ページ上側注01と記述が違い理解し難い。)	3-(3)				
37	260	中表	(「連結損益計算書」の「法人税等調整額」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-1		学校 高等学校		教科 商業		種目 財務会計 I		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
38	261	下表	(「連結貸借対照表」、「純資産の部」の「I. 株主資本 ××」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (なぜ金額の例示があるか理解し難い。)	3-(3)				
39	265	側注 03	評価替えの仕訳で計上され、すぐに親会社の投資と相殺されるカゲロウ(朝に生まれ夕べに死す)のようなはかない存在です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (仕訳とカゲロウの関係が理解し難い。)	3-(3)				
40	269	12 - 13	子会社が当期純利益を計上した場合、子会社の資本が増加するので、非支配株主持分も増加します。 以下、269ページ下段側注01「利益の	生徒にとって理解し難い表現である。 (資本が何を意味するのか理解し難い。)	3-(3)				
			計上により子会社の資本が¥10増加したので、これに比例して非支配株主持分が¥4増加します。」も同様。						
41	290 - 292		(Try it 例題の全体)	学習上の支障を生ずるおそれがある。 (解答できない。)	2-(1)				
42	303	2	限らな資産	脱字である。	3-(2)				
43	364	中段 30	繰延税金資産……242	不正確である。 (索引のページ数が違う。)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

7 枚中 1 枚目

受理番号 102-31		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返 i	表	(「分野・科目」の「ビジネス経済分野」)	不正確である。	3-(1)				
2	3	囲み	(「商業の学習で身につけたい力」の図の「知識・技術の習得」の3行目の「知識技術」)	表記が不統一である。 (3ページ囲みの「商業の学習で身につけたい力」の図の「知識・技術の習得」の「知識・技術」。)	3-(4)				
3	5	囲み	(「地域社会での体験的な学習」の1行目「模擬的な企業経緯」の「企業経緯」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
4	12	側注②	(「本企業の海外進出と同様に」の「本企業」)	脱字である。	3-(2)				
5	20	4	(「練習問題1」の「(2)」の問題の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (下線部がないため、設問として理解し難い。)	3-(3)				
6	45	側注①	(「これらは比較的信頼性が高い。」, 「これらは誰もが取得可能なため、事実に基づいた内容のみが書かれているとは限らない。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)				
7	68	2 - 3	需要者	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
8	69	側注②	(「鉄道車両の工場」の写真)	生徒にとって理解し難い表現である。 (側注②の本文との関係が分からない。)	3-(3)				
9	71	側注③	「文字, 図形, 記号若しくは立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合, 音その他の政令で定めるもの」	不正確である。 (かぎ括弧で引用されている条文。)	3-(1)				
10	71	囲み	(「ナショナルブランド (NB) とプライベートブランド (PB) の違い」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (71ページ16行目から18行目「生産者がつける…という。」との関係が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

7 枚中 2 枚目

受理番号 102-31		学校 高等学校	教科 商業	種目 ビジ初基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
11	74	側注③	(1行目の「実運送事業者送事業者」の「送事業者」)	誤植である。	3-(2)
12	77	側注③	燃料1kgあたりの乗客数×輸送距離を示す。	生徒にとって理解し難い表現である。(貨物輸送の記述で「乗客数」を用いる理由が分からない。)	3-(3)
13	92	側注①	(66.6%)	生徒にとって理解し難い表現である。(記述の意味が分からない。)	3-(3)
14	95	9	大規模小売商	表記が不統一である。(94ページのリード4行目「大規模な小売業者」。)	3-(4)
15	96	側注②	これをオムニチャネルという。	生徒が誤解するおそれのある表現である。(オムニチャネルについて誤解する。)	3-(3)
16	99	囲み	(「ボランタリーチェーンのしくみ」の「共同仕入れ」)	表記が不統一である。(98ページ16行目「一括共同仕入」。)	3-(4)
17	99	囲み	(「フランチャイズチェーンのしくみ」の左下「ロイヤリティ」)	表記が不統一である。(99ページ5行目「ロイヤリティ」。)	3-(4)
18	101	側注②	車券	生徒にとって理解し難い表現である。(記述の意味が分からない。)	3-(3)
19	101	側注③	(記述の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。(本文との関連が分からない。)	3-(3)
20	124	側注③	(「SWOT分析」の1行目から4行目「Strength」「Weakness」「Opportunity」「Threat」)	表記が不統一である。(124ページ側注③の図。)	3-(4)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-31		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジ初基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	125	15 - 16	最後にマーケティングマネジメントをおこない…統制する。 以下、125ページ囲みの「マーケティングマネジメント」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)	
22	125	側注②	今日では差別化と表現するのが普通である。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「普通」とする理由が分からない。)	3-(3)	
23	129	11 - 12	社債金融は、株式会社が…借り入れの方式である。 以下、210ページ表の「社債」の全体も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社債は株式会社のみが発行できるかのように誤解する。)	3-(3)	
24	129	12 - 13	金利が低いときには、	生徒にとって理解し難い表現である。 (何の金利なのか分からない。)	3-(3)	
25	132	リード	(2行目「利益を得たかいう経営成績」の「得たかいう」)	脱字である。	3-(2)	
26	132	図	(「損益計算書」の左の吹き出し「本業からの利益」「本業以外の利益」の「本業」)	表記が不統一である。 (132ページ14行目「本来の営業活動」。)	3-(4)	
27	132	図	(「損益計算書」の右の吹き出し「営業活動をおこなうための費用」)	不正確である。	3-(1)	
28	133	下図	(「損益計算書」の「令和〇1年1月1日から令和〇2年12月31日まで」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (会計期間を2年とする理由が分からない。)	3-(3)	
29	137	囲み	(表題「消費者の例」の「消費者」)	誤記である。	3-(2)	
30	137	囲み	(イラストの右の「消費業者」)	誤記である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

7 枚中 4 枚目

受理番号 102-31		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
31	137	囲み	(「小売業者」のイラストの魚, 「消費者」のイラストの魚の切り身)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生鮮食料品の消費税率について誤解する。)	3-(3)				
32	138	リード	(1行目「税納付額の確定方法」)	表記が不統一である。 (138ページ2行目「納付税額の確定方法」。)	3-(4)				
33	143	下囲み	(「有効求人倍率の推移(長期)」のグラフの縦軸の「%」)	不正確である。	3-(1)				
34	147	1 - 9	(「練習問題4」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (第4章の記述との関係が分からない。)	3-(3)				
35	147	18 - 19	貼付する収入印紙を購入することが、この税の納付にあたる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (136ページ19行目「収入印紙の購入と貼付・消印が印紙税の納付となる。」と異なり理解し難い。)	3-(3)				
36	152	囲み	(世帯数推移の特徴は次のとおりである。」の下の1から4の記述の全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (高知県の特徴であるかのように誤解する。)	3-(3)				
37	153	囲み	(6行目から7行目「2040年に若年女性人口が5割以下に減少する市区町村(「消滅可能性都市」)」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (若年女性人口の減少と消滅可能性都市の関係、消滅可能性都市と限界集落の関係が分からない。)	3-(3)				
38	157	囲み	(表題「議題解決」)	誤記である。	3-(2)				
39	159	14 - 15	東大阪宇宙開発協同組合	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の組織名であるかのように誤解する。)	3-(3)				
40	166	1	商品の受け払い方法	誤記である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-31		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
41	167	囲み	(下表題「手付倍返し」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (本文の内容が「手付倍返し」のみであるかのように誤解する。)	3-(3)				
42	177	側注②	署名(または記名)・押印	生徒にとって理解し難い表現である。 (177ページ5行目から6行目「署名または記名・押印」と異なり理解し難い。)	3-(3)				
43	178	リード	(5行目から6行目「電子マネーとは、銀行のキャッシュカードをそのままショッピングに利用できる、即時決済の手段である。」)	誤りである。	3-(1)				
44	179	左下 囲み	(「ICカード型電子マネー」の左下の「①専用端末機などでICカードに」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
45	180	囲み	(「電子記録債権による取引の流れ」の全体)	不正確である。	3-(1)				
46	185	側注②	(6行目から8行目「デビットカードによる後払い方式もある。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (179ページ2行目から3行目の記述と異なり理解し難い。)	3-(3)				
47	185	囲み	(「多機能携帯端末の決済方法の一例」の「非接触型IC決済, QRコード決済」の図の中央の「CRコード決済①」「CRコード決済②」の「CRコード」)	誤記である。	3-(2)				
48	185	囲み	(「キャリア決済」の「携帯利用料」と「携帯利用料金」, 「キャリア決済」の「各携帯キャリア」と185ページ18行目「各通信会社」)	表記が不統一である。	3-(4)				
49	188	表	(「数字の表現」の「原始人」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「原始人」が何なのか理解し難い。)	3-(3)				
50	188	表	(「数字の表現」の「原始人」の1行目の「*」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (0を「*」と表記する理由が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

7 枚中 6 枚目

受理番号 102-31		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジネ基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
51	190	8	度量の換算	表記が不統一である。 (190ページ11行目「度量衡の換算」)	3-(4)				
52	193	側注	(最下図の右下の「2割5分」)	誤植である。	3-(2)				
53	203	側注	(本文の17行目から18行目の横の図の「値引率割合」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
54	206	リード	(3行目から4行目「換算したものの複利現価という。」)	脱字である。	3-(2)				
55	207	20	複利現価率…1.2155	不正確である。	3-(1)				
56	208	側注	(「手形の受取」と「手形の割引」の間の目盛り線)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
57	210	10	(「債権の購入」の「債権」) 以下、210ページ図の「債権」のイラスト、「債権を発行する。」の「債権」も同様。	誤記である。	3-(2)				
58	214	図	(「株式会社」から「株主」への「配当金」の矢印の「利息」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (配当金が利息であるかのように誤解する。)	3-(3)				
59	216	9	(右の計算式の「指値」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (計算式の意味であるかのように誤解する。)	3-(3)				
60	218	側注④	期数が6期以上のときには、複利年金終価表…を用いると便利である。 以下、219ページ側注③「期数が6期以上…便利である。」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (6期以上の理由が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

7 枚中 7 枚目

受理番号 102-31		学校 高等学校	教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
61	226	表	(「練習問題8」の「(2)」の「D」の「手数料」の「¥84,00」)	脱字である。	3-(2)
62	裏見返 viii	表	(「複利終価表」の左上の「i」, 「n」) 以下, 裏見返viiiの「複利年金終価表」の左上の「i」, 「n」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)
63	裏見返 ix	右上 囲み	(「青森県」の3行目「おやさいクレヨン」, 左写真の商品の「おやさいクレヨン」)	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-32		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返 ③		(「日本資本主義の父」の2行目「第一国立銀行(現在のM銀行が継承)」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (括弧内外の関係が理解し難い。)	3-(3)				
2	表見返 ③		(「日本資本主義の父」の7行目「東京証券株式所」)	不正確である。	3-(1)				
3	30	19	(左段19行目から右段12行目「紙1トンを木からつくるのに…石灰石でつくと、水はわずか2トン程度で済みます。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (石灰石から紙がつくられるかのように読める。)	3-(3)				
4	44	18	上図の場面で適切な席次を考えよう。空欄に上座から順に①～④の番号を入れよう。	生徒にとって理解し難い表現である。 (上座の位置について説明がないため、設問として理解し難い。)	3-(3)				
5	48	右囲み	(「電話の受け方」の「⑥用件を復唱する」の「5W3H(日時, 場所, 名前, 品名, 数量)」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (5W3Hと括弧内の対応が分からない。)	3-(3)				
6	54	側注①	(画面は2019年時点)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)				
7	81	23	FSカード 以下、81ページ29行目、側注のイラストの「FS card」、側注の説明文「FSカード」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「FSカード」「FS card」が何か分からない。)	3-(3)				
8	81	下囲み	(「Study」の「O社」) 以下、109ページ下囲みの「Study」の「A社」、189ページ「T社」、194ページ「N社」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (O社が分からず、設問として理解し難い。)	3-(3)				
9	87	側注	(「小売業の業態別売上高構成比」のグラフ)	学習上必要な年次が示されていない。	2-(10)				
10	89	囲み	(下写真「BON REPAS TREZO」) 以下、93ページ24行目から25行目「学ぶ! 未来の遊園地」、190ページ側注「写真/青地 大輔」、193ページ側注	特定の営利企業などの宣伝になるおそれがある。	2-(7)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-32		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
			「(C) CHIBA JETS FUNABASHI」, 193 ページ囲み「(C) ALBIREX NIIGATA」 も同様。			
11	101	16 - 19	(右段「2018年10月の再配達率は 15.2%もありました。これは、1.8億時 間の労働時間、年間42万トンのCO2排 出量に相当します。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (労働時間とCO2排出量が2018年10月の値であるかの ように誤解する。)	3-(3)	
12	108	側注②	(8行目から10行目「会社名が〇〇ホ ールディングスとなっているのが持株 会社です。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「〇〇ホールディングス」以外の会社名の持株会 社がないかのように誤解する。)	3-(3)	
13	129	6	その株式の売買できるようになる	誤植である。	3-(2)	
14	130	側注①	(2行目から3行目「直接的に間接的に 利益または損失を受ける」の「直接的 の間接的」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)	
15	134	側注	(「*1 完全失業率」の「15歳から 64歳までの人口(生産年齢人口)に占 める完全失業者の割合です。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (完全失業率の一般的な定義について。)	3-(3)	
16	138	側注②	派遣には一般労働者派遣(登録型派遣))と特定労働者派遣(常用型派遣)が あります。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現在の分類であるかのように誤解する。)	3-(3)	
17	139	12	住居手当	表記が不統一である。 (139ページ11行目「住宅手当」。)	3-(4)	
18	140	側注	(「*2 ダイバーシティ」の4行目 「dirersity」)	誤記である。	3-(2)	
19	184	7 - 8	指値は1株あたりの1年間に配当され る金額と、希望利回りによって決めら れます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の内容を指値と決める理由が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 102-32		学校 高等学校	教科 商業	種目 ビジ初基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
20	188	グラフ	(「東京圏と各地域の転入数」のグラフの全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (転入数がマイナスになる理由, 不足している地域がある理由が分からない。)	3-(3)
21	191	2 - 10	(「日本版DMO」の全体) 以下, 側注*1「日本版DMO」の全体も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「日本版DMO」について。)	3-(3)
22	194	26	産業観光(伝統工芸品の産地を訪ねる観光)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (産業観光が伝統工芸品のみを対象とするかのように誤解する。)	3-(3)
23	196 - 199		(「実習:身近な地域の見どころ再発見」の全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 ①	リード	(2行目「銘柄ことです」)	脱字である。	3-(2)	
2	表見返 ③		(「日本のものづくり」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照ページの記述がないため、どこで学ぶのかが分からない。)	3-(3)	
3	表見返 ③	囲み	(「今治タオル」の下の写真「IKEUCHI ORGANIC」) 以下、33ページ側注の写真「PayPay」、PayPayロゴマーク、56ページ囲みの	特定の営利企業および商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
			写真の全体、81ページの下囲み・102ページ側注の写真「star select」、92ページ側注の写真「Rakuten」、94ページ囲みの図、101ページ側注の写真の全体、103ページ囲みの上の写			
			真「G Suite」、中央の写真「Spotify」、107ページの上の囲みの写真「Rakuten」、113ページ囲みの中央の写真「Uber Eats」、下の写真「PUDO」、122ページ側注の写真「Abema」、			
			127ページ上と下の囲みの写真の全体、134ページのリードの右の写真、140ページ側注の下の写真「bitcoin」、141ページ囲みの上と中央と下の写真、148ページ囲みの3行目「カシオ」「			
			シャープ」、150ページのリードの右の写真「earth」、167ページの下囲みの写真の全体、176ページのリードの右の写真「株式会社メルカリ」、189ページ囲みの上の写真「い・ろ・			
			は・す」、219ページ13行目「ゆるキャラ」も同様。			
4	5	囲み	(「本書の構成」の囲みの全体)	相互の関連が適切でない。 (第2章、第6章の位置付け。)	2-(12)	
5	5		(「各ページの構成」の左下の「TRY」の「検定試験…につながる問題」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「ビジネス基礎」の科目目標について誤解するおそれがある。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 2 枚目

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
6	6	囲み	(「就職活動」の「面接の受け方(第2章)」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (第2章に面接に関する記述はなく理解し難い。)	3-(3)				
7	10	2 - 6	「なんで勉強しないといけないのだろう」…そういう人は多いかもしれません。	生徒が誤解するおそれのある表現である。	3-(3)				
8	16	囲み	(「1. マーケティング分野」の3行目「販売士」) 以下、16ページ「1. マーケティング分野」の6行目「全商」「商業経済検定	特定の団体の試験の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
			」, 図の「販売士」「全商商業経済検定」, 「2. マネジメント分野」の「金融系」の図の「ファイナンシャル・プランナー(CFP)」「ファイナンシャル・プランナー(AFP)」, 「法律系」の						
			図の「ビジネス実務法務検定」, 17ページ「そのほか」の「秘書検定」「TOEIC」「TOEFL」, 図の「秘書検定」「TOEIC」「TOEFL」, 「3. 会計分野」の3行目から4行目「全商簿記実務検						
			定」, 4行目「日商簿記」, 図の「全商簿記実務検定」「日商簿記」「日商簿記検定1級」「日商簿記検定2級」「日商簿記検定3級」, 「4. ビジネス情報分野」の2行目「全商」「情報処						
			理検定」, 図の「全商情報処理検定」も同様。						
9	17	囲み	(「●そのほか」の図の「コンサル系」の「コンサル」)	表記が不統一である。 (17ページ2行目「コンサルタント」。)	3-(4)				
10	18 - 19		(「わたしとビジネス INTERVIEW」の全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)				
11	23	3 - 4	コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどサービスを提供する産業	生徒にとって理解し難い表現である。 (87ページ7行目から8行目「スーパーマーケットやコンビニエンスストアなど、消費者に商品を直接販売する」としており理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ ^レ 初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
12	25	側注	(「品切れとなったコンビニエンスストアの店内」の写真)	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文との関連が分からない。)	3-(3)				
13	27	囲み	(「2. 地球環境問題とビジネス」の「マイクロプラスチックの問題」の5行目から6行目「台湾では、持ち帰りの際にプラスチック製のストローが禁止され」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の根拠が分からず理解し難い。)	3-(3)				
14	32	5	ネット通販(電子商取引) 以下、32ページ5行目「電子商取引」、12行目「インターネットによる通販(電子商取引)」、14行目から15行目	生徒にとって理解し難い表現である。 (表記が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)				
			「ネットショップ」、88ページ9行目「ネットショッピング」、88ページ囲み「インターネットショップ」、92ページ22行目「インターネットショッピング(ネットショップ、ネット通販)						
			」、27行目「インターネットショッピング」、100ページのリード「ネットショップ」、101ページ2行目、17行目、18行目、囲みの左段1行目、4行目の「ネットショップ」も同様。						
15	55	囲み	(「2. ビジネスメールの注意点」の「メールの文面」の「①宛先」の2行目「呼びすてにいないよう」の「いない」)	誤記である。	3-(2)				
16	62 - 63	囲み	(新聞紙面の全体) 以下、64ページのリードの右の写真も同様。	特定の営利企業、商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)				
17	63	囲み	(新聞紙面の下の説明文「新聞は広告収入によって支えられています。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (広告収入のみであるかのように誤解する。)	3-(3)				
18	64	9	自分が実際に体験して手に入れた情報のことを一次情報といい	生徒にとって理解し難い表現である。 (「実際に体験して手に入れた情報」が何のことかが分からない。)	3-(3)				
19	65	囲み	(1行目「違法にアップする」の「アップ」) 以下、65ページ囲みの4行目、10行目の「アップ」も同様。	表記が不統一である。 (65ページ囲みの表題「アップロード」。)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジ初基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	67	14 - 15	芸能人やスポーツ選手など一般の人から注目を集める人の顔や姿を守る権利をパブリシティ権といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の内容のみがパブリシティ権であるかのように誤解する。)	3-(3)	
21	77	18 - 19	なんらかの行動を起こす気にさせるなにか	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)	
22	84	5	(「物流(運送, 保管)」の「運送」) 以下, 86ページ10行目, 囲みの図の「運送業者」の「運送」も同様。	表記が不統一である。 (84ページ12行目「物流(輸送, 保管)」の「輸送」。)	3-(4)	
23	86	10	売買業者 以下, 86ページ12行目「売買業者」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「売買業者」が何のことかが分からない。)	3-(3)	
24	86	囲み	(「流通の流れと機能」の図の「金融業者」, 「情報通信業者」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文に記述がなく関連が分からない。)	3-(3)	
25	87	囲み	(12行目から15行目「「六次産業化」という試みも行われています。製品だけでは差別化できないため, 製品にサービスを加え, より付加価値の高いものにしようという試みです。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (製品にサービスを加えることが六次産業化であるかのように誤解する。)	3-(3)	
26	92	14	ホールセールクラブ(会員制倉庫小売店) 以下, 92ページ15行目「会員制の小売店」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ホールセールクラブが小売店のみの業態であるかのように誤解する。)	3-(3)	
27	93	側注①	訪問販売などでは一定期間内であれば契約を解除することができるクーリングオフ制度も定められています。	生徒にとって理解し難い表現である。 (消費者基本法とクーリングオフ制度の関係が分からない。)	3-(3)	
28	97	側注	流通の役割とほぼ同じです。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)	
29	104 - 105		(「わたしとビジネス INTERVIEW」の全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

11 枚中 5 枚目

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
30	114	5 - 6	資金をもっている金融機関と、資金を必要とする個人や企業とで貸し借りすることを金融といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金融が貸し借りのみのことであるかのように誤解する。)	3-(3)				
31	114	囲み	(図の「政府」と「企業」, 「政府」と「家計」の「税金」の矢印, 「政府」と「日本銀行」の「預金」「貸し出し」の矢印, 「日本銀行」と「金融機関」の「貸し出し」「預金」の矢印)	生徒にとって理解し難い表現である。 (両方向に矢印を示す理由が分からない。)	3-(3)				
32	117	囲み	(「証券会社の業務」の図の「アンダーライティング業務」, 「セリング業務」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がないため, 何のことが分からない。)	3-(3)				
33	121	12	プロバイダ 以下, 121ページ14行目, 20行目の「プロバイダ」も同様。	表記が不統一である。 (121ページ11行目から12行目「インターネット・サービス・プロバイダ」。)	3-(4)				
34	133	側注	(「3 納品書と物品受領書」の側注の図の「⑤商品, 納品書」, 「⑥物品受領書」の矢印の向き)	誤りである。 (133ページ中段の図に照らして。)	3-(1)				
35	133	側注	(「4 請求書と領収書」の側注の図の「⑦請求書」2箇所)	生徒にとって理解し難い表現である。 (請求書を2度送付する理由が分からない。)	3-(3)				
36	134	リード	(リードの右の写真の二次元コード)	生徒にとって理解し難い表現である。 (特定の企業の決済ページに誘導するコードを掲載しており理解し難い。)	3-(3)				
37	135	6 - 7	小切手は流動性が高く, 盗難や紛失による損害を防ぐことができるメリットがあります。	相互に矛盾している。 (136ページ11行目から12行目「小切手は銀行に持参した人に支払うので, 紛失や盗難によって不正に支払われてしまう危険があります。」。)	3-(1)				
38	135	12 - 14	口座を開設すると, 必要事項が記入された複数の小切手(小切手帳)が渡されます。…振り出す際には, 小切手に必要事項を記入して押印し, 相手に渡します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (必要事項が記入された小切手に必要事項を記入するとしており, 必要事項の違いが分からない。)	3-(3)				
39	135	側注	小切手は, 振出人が銀行に対して, 「自分の当座預金口座から, 小切手の持参人に, 小切手に書かれた金額を支払ってください」という指示書です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (135ページ3行目から5行目「小切手は…銀行に支払いを委託する有価証券のことで。」としており, 有価証券を指示書と表記する理由が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジ初基礎	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
40	135	囲み	(「小切手のしくみ」の図の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (135ページ12行目から17行目の記述との関係が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)	
41	138	囲み	(「為替手形のしくみ」の図の「京都商店」の「支払人(引受人)」)	表記が不統一である。 (138ページ3行目「名宛人」。)	3-(4)	
42	139	3	クレジットカード会社	表記が不統一である。 (139ページ6行目「クレジット会社」。)	3-(4)	
43	140	側注①	(「電子マネー」の写真)	生徒が誤解するおそれのある写真である。 (表示されているものが、すべて電子マネーであると誤解する。)	3-(3)	
44	143	中囲み	(「金利・利息ってなんであるの?」の全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (金利と利息について誤解する。)	3-(3)	
45	143	下囲み	(「円高と円安ってどっちがお得?」の7行目「つまり、円高になると円の価値が上がり、円安になると円の価値が下がるのです。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (絶対的な円の価値であるかのように誤解する。)	3-(3)	
46	144	11 - 13	実際にビジネスの場面では、さまざまな伝票を読み取ったり、数字を見ながら電卓の画面を見ずに操作することが求められます。これを見取算といいます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (ビジネスの場面で電卓を見ずに操作する理由、記述の内容を見取算とする理由が分からない。)	3-(3)	
47	146	26	¥2,459,000 - ¥629,000 = ¥1,830,000	生徒にとって理解し難い表現である。 (左辺の金額は千円未満で四捨五入されている。)	3-(3)	
48	148	囲み	(「例題2」の「※2 + 3 × 4 = と入力すると答えが10 となってしまいます。」)	誤りである。 (例題1と照らして。)	3-(1)	
49	156	図	(「見込利益額(¥60,000)」「仕入原価(¥300,000)」の図と「値引額(¥36,000)」「実売価(¥324,000)」の図)	生徒にとって理解し難い表現である。 (図の分割を同じ位置とする理由が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
50	159	囲み	(「複利」の4年目の「13.3万円」) 以下、159ページ囲みの「複利」の説明文の10行目「13.3万円」、11行目「146.4万円」も同様。	誤りである。	3-(1)				
51	162	21	複利年金終価率 以下、162ページ22行目「複利賦金率」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がないため、何のことが分からない。)	3-(3)				
52	167	下囲み	(「企業の買収ってなんで行うの?」の7行目から9行目「株式を譲渡したり、事業部単位で営業譲渡する場合(買収)があります。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (譲渡することが買収であるかのように読める。)	3-(3)				
53	168	6 - 7	売上から費用を差し引いた収益をあげ 以下、232ページ「収益性を考える」の9行目から10行目「収益は売上からかかった費用を差し引いた」も同様。	相互に矛盾している。 (195ページ13行目から14行目「収益とは、商品を販売したり、銀行にお金を預けたことで受け取る利息など、外部から受け取った収入のことで。」)	3-(1)				
54	170	19 - 20	(「株主総会と取締役会はず設置しなければなりません。」の「取締役会」)	誤りである。	3-(1)				
55	170	囲み	(「株式会社のしくみ」の図の「監査役」から「取締役会」の矢印の「監査」、「調査」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「監査」「調査」が何かが分からず、相互の違いが分からない。)	3-(3)				
56	175	側注②	(「PL法」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文との関連が分からない。)	3-(3)				
57	177	16 - 17	(「起業することが面倒だと思えば、就職して指導的な立場に立つという選択肢もあるでしょう」の「指導的な立場」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がないため、何のことが分からない。)	3-(3)				
58	178	囲み	(「2018年の総収益ランキング」の表の全体)	生徒にとって理解し難い表である。 (波線の使い方が理解し難い。)	3-(3)				
59	179	囲み	(「事業計画の立て方」の「●必要な資金と調達方法」の2行目「p.189」)	不正確である。 (189ページに資金の調達の記述はない。)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
60	180 - 181		(「わたしとビジネス INTERVIEW」の全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)				
61	183	下囲み	(「副業ってなに?」の2行目から5行目「いきなり起業するのは大変だけれど…普段の仕事とは別にになにか仕事をする事です。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の内容のみが副業の定義であるかのように誤解する。)	3-(3)				
62	183	下囲み	(「副業ってなに?」の5行目「2018年以降、副業を認める大企業も出てきています。」および「副業者数の推移」のグラフの全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文とグラフの関係が理解し難い。)	3-(3)				
63	184	リード	(2行目「ドロッカーといえば、マネジメントの人という印象」の「マネジメントの人」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
64	184	リード	(7行目「現在のマーケティングの礎となりました。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)				
65	185	囲み	(「マーケティングの流れ」の図の「4P政策(マーケティングミックス)」の「商品計画→販売価格→販売経路→販売促進」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (4P政策が表記の手順で行われるかのように誤解する。)	3-(3)				
66	185	囲み	(右段「6. 販売促進」の2行目から3行目「ブランドとよばれるその商品を認識してもらうためのイメージ」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ブランドがイメージのみであるかのように誤解する。)	3-(3)				
67	187	4 - 5	商品(Product), 価格(Price), 流通(Place), プロモーション(Promotion)	表記が不統一である。 (185ページ囲み「商品計画」「販売価格」「販売経路」「販売促進」, 187ページ囲み「商品計画」「販売経路」「販売価格」「販売促進(プロモーション)」)	3-(4)				
68	188	10 - 16	(「消費者の行動に関する理論」の全体) 以下、188ページ側注①, 囲み「消費者の行動の流れ」の全体も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の内容のみが消費者の行動に関する理論であるかのように誤解する。)	3-(3)				
69	189	囲み	(「1. 新製品普及の考え方」の図の「イノベーター(革命的採用者)」の「革命的採用者」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
70	189	囲み	(「2. ソーシャルマーケティング」の全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の内容のみがソーシャルマーケティングであるかのように誤解する。)	3-(3)				
71	189	囲み	(「2. ソーシャルマーケティング」の3行目「起業」)	誤記である。	3-(2)				
72	190	リード	(3行目から6行目「これは、インターネット上で、少額からでも寄付…もらうことができます。」の「寄付」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (193ページ4行目「出資」と異なり理解し難い。)	3-(3)				
73	191	18	借り入れと違い	生徒にとって理解し難い表現である。 (191ページ4行目から5行目は社債を「これらは借金(借入金, 負債)であり」としており理解し難い。)	3-(3)				
74	191	18 - 19	担保など必要ありませんが	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)				
75	192	11 - 13	資金援助を受ける企業は投資家やベンチャーキャピタルから出資してもらい、出資金額に応じて自社の株式を入手します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「自社の株式を入手します」が何のことが分からない。)	3-(3)				
76	192	側注②	(5行目から7行目「上場後に株式を売ることや、株式譲渡などで利益を得ます。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「株式を売ること」と「株式譲渡」の違いが分からない。)	3-(3)				
77	192	囲み	(「開業資金の金額と自己資金の割合」の「開業資金の金額」, 「自己資金の割合」のグラフ)	不正確である。	3-(1)				
78	193	15 - 17	また、株式などの場合は…お金を貸し借りするということは、信頼にもとづいて行われているのです。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株式がお金を貸し借りすることであるかのように誤解する。)	3-(3)				
79	193	囲み	(「資金調達の方法」の「その他」の「寄付」, 「会費」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (資金調達の方法とする理由が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
80	195	囲み	(「簿記の5要素」の左上の四角の「あるとうれしいもの」) 以下、195ページ囲みの左上の四角の「たくさんあるとうれしい」、「あと	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の見解のみであるかのように誤解する。)	3-(3)				
			でお金を受け取ることができる=うれしい」、左下の四角の「あると気が重いもの」、「あとでお金を払わないといけない=気が重い」、右上の四角の「お金が増えた原因=うれしい」、右						
			下の四角の「いやだけど必要な支出」も同様。						
81	198	リード	(3行目から4行目「いくら支払われたかなどを示す書類には「源泉徴収」という項目があり」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (198ページのリードの右図の「給与明細書」、201ページ囲みの「給与明細書」に「源泉徴収」の項目はなく理解し難い。)	3-(3)				
82	198	囲み	(「国税の内訳」のグラフ) 以下、204ページ側注「正規雇用と非正規雇用」のグラフも同様。	学習上必要な出典が示されていない。	2-(10)				
83	200	囲み	(「消費税のしくみ」の図の「消費者」の下の「※税率10%の場合」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (生鮮食料品の消費税率について誤解する。)	3-(3)				
84	204	囲み	(「雇用制度の比較」の表の「パートタイム」と「アルバイト」の「雇用形態」、「労働時間」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「パートタイム」と「アルバイト」を分類する根拠、「雇用形態」と「労働時間」の記述が理解し難い。)	3-(3)				
85	205	19 - 20	アルバイトに似たものとして、インターンがあります。これは、学生が就業前に企業などで「就業体験」をすることで	生徒にとって理解し難い表現である。 (インターンを「アルバイトとパートタイム労働者」の本文で扱う理由、「アルバイトに似たもの」とする理由が分からない。)	3-(3)				
86	208	5	(「労働三権を保証」の「保証」)	不正確である。	3-(1)				
87	212	側注	課題探求の流れ	表記が不統一である。 (224ページ表題「課題研究の流れ」。)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-304		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジ初基礎		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
88	213	16 - 17	若い人が少なくなってしまうことで、仕事がなく、都市部に出て就職しなければならなくなったり	生徒にとって理解し難い表現である。 (文脈が分からない。)	3-(3)				
89	214	13 - 14	観光客を集める名所や名産品を観光資源とよびます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の内容のみが観光資源であるかのように誤解する。)	3-(3)				
90	216 - 217		(「わたしとビジネス INTERVIEW」の全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)				
91	221	柱書	(「ページ番号の横の「第1節 身近な地域の課題」)	誤記である。	3-(2)				
92	222 - 223		(「わたしとビジネス INTERVIEW」の全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)				
93	224 - 235		(「巻末資料 課題研究の方法」の全体)	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)				
94	224	リード	第6章でみてきたことは、いっばんに「問題解決」「課題研究」などとよばれます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (第6章の内容が「問題解決」「課題解決」であるかのように誤解する。)	3-(3)				
95	232	上図	(「損益分岐点」のグラフの赤矢印線、黒矢印線)	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がないため、何のことが分からない。)	3-(3)				
96	235	下段	(「プレゼンテーション」の囲みの「2. 論理展開を考える」の「要点→理由→具体例→結論」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (235ページの「プレゼンテーション」の2行目から3行目「要点(Point), 理由(Reason), 具体例(Example), 要点(Point)」と異なり理解し難い。)	3-(3)				
97	裏見返 ⑤		(「面接の受け方」の全体) 以下、裏見返⑥「小論文の書き方」の全体も同様。	主たる記述と適切に関連付けて扱われていない。	2-(13)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-33		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	折込み 1		(「総勘定元帳」、「現金」勘定の1月14日「摘要」欄、「諸口」) 以下、「総勘定元帳」、「売掛金」勘定の「摘要」欄、「諸口」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (諸口になる理由が分からない。)	3-(3)				
2	折込み 2		(「総勘定元帳」、「仕入」勘定の「前期繰越」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (仕入勘定に前期繰越があると誤解する。)	3-(3)				
3	10	2	東京商店の平成〇年1月1日の次の資料によって、	生徒にとって理解し難い表現である。 (11ページ貸借対照表の元号は令和であり理解し難い。)	3-(3)				
4	10		例1(全体) 以下、10ページ～11ページ「例2」(全体)、12ページ「例3」(全体)、13ページ「練習問題3、4」、16ページ	生徒にとって理解し難い表現である。 (商品売買の記帳方法が整理されておらず理解し難い。)	3-(3)				
			「例3」(全体)、18ページ「練習問題3」、20ページ囲み「貸借対照表の勘定」、「損益計算書の勘定」(全体)						
5	31	5	5/14 (借) 備品 350,000 (貸) 現金 350,000	表記が不統一である。 (先頭以外は日付のみ記載されている。)	3-(4)				
6	35	表	(「総勘定元帳」の25日と31日の「仕丁」欄、「〃」)	誤りである。 (仕訳帳に照らして。)	3-(1)				
7	46	側注1	p. 178, 179参照。	生徒にとって理解し難い表現である。 (178ページにはその内容の記述がなく理解し難い。)	3-(3)				
8	78	19	7/31 (借) 通信費 7,700 (貸) 小口現金 25,600	生徒にとって理解し難い表現である。 (貸方が「小口現金」の理由が分からない。)	3-(3)				
9	81	11	③ ②の当座預金に関する取引の仕訳を当座勘定を用いて示しなさい。	生徒にとって理解し難い表現である。 (当座勘定を学習しておらず理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 2 枚目

受理番号 102-33		学校 高等学校	教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
10	87	13	売上げのつど、その商品を調べなければならず	生徒にとって理解し難い表現である。 (商品の何を調べるのか理解し難い。)	3-(3)
11	101	表	(「仕訳帳」の日付「15」) 以下、102ページ上図「総勘定元帳」 、「売掛金」の日付「15」、下図「売掛金元帳」 、「山口商店」の日付「15」	生徒にとって理解し難い表現である。 (なぜ15日なのか理解し難い。)	3-(3)
			」も同様。		
12	119	上図	(「約束手形」の統一手形交換所番号「下関3502」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (統一手形番号3502は存在せず理解し難い。)	3-(3)
13	119	下図	(「約束手形」の手形交換所名と統一手形交換所番号「島根3503」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (統一手形番号と手形交換所名が一致せず理解し難い。)	3-(3)
14	121	下図	(「売り手」の「②内金を受け取ったとき」) 以下、122ページ中図「前受金」勘定 「①商品の売上げ」と「②内金の受	生徒にとって理解し難い表現である。 (丸囲み数字の番号が理解し難い。)	3-(3)
			け取り」も同様。		
15	133	17 - 18	● (1) 不用品を売却し、代金を後日受け取るとき (借) 未収金 ××× (貸) 備品 ×××	生徒にとって理解し難い表現である。 (貸方の勘定科目を備品と判断することができず理解し難い。)	3-(3)
16	133	23	(2) 未払金を現金で回収したとき	生徒にとって理解し難い表現である。 (未払金の回収の意味が理解し難い。)	3-(3)
17	136	表	(「社債」の記述「株式会社が長期的な資金調達のために発行する債券である。社債の保有者は株式会社から定期的に利息を受け取ることができる。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社債は株式会社のみが発行できるかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-33		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
18	141	6	固定資産を取得したときは、	誤植である。 (2マス空いている。)	3-(2)				
19	184	表	(「精算表」、「勘定科目」欄の「当期純利益」の上「雑費」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「雑費」勘定が「精算表」上に2つあり理解し難い。)	3-(3)				
20	251	4	支店勘定を独立させた場合	生徒にとって理解し難い表現である。 (支店勘定を独立とはどういうことなのか理解し難い。)	3-(3)				
21	259	図	(本店「決算整理後残高試算表」と支店「決算整理後残高試算表」を結んだ線)	生徒にとって理解し難い表現である。 (何を意味しているのか説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
22	275	1	受取手形の代金¥500,000を	相互に矛盾している。 (3行目と5行目は¥50,000。)	3-(1)				
23	277		(「損益計算書の出力例」の「売上総利益」、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」) 以下、「貸借対照表の出力例」の「流	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
			動資産」、「固定資産」、「流動負債」、「固定負債」、「株主資本」、「資本剰余金」、「利益剰余金」も同様。						
24	287	2	【1】当期純損益の計上	生徒にとって理解し難い表現である。 (当期純利益しか扱っておらず理解し難い。)	3-(3)				
25	301	20 - 21	電子記録債権を譲渡したさいは、電子記録債権売却損勘定(費用の勘定)で処理する。	相互に矛盾する。 (302ページ例3の処理と矛盾している。)	3-(1)				
26	306	1	○株式会社の財務諸表の作成	不正確である。 (目次viの表記と違う。)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-33	学校 高等学校	教科 商業	種目 簿記	学年
-------------	---------	-------	-------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
27	323	左段 31行目	現金過不足……64, 176 以下、右段28行目「債務……8」、326ページ左段14行目「負債……8」、右段12行目「未収収益……239」も同様	不正確である。 (索引のページ。)	3-(1)
			。		
28	325	右段 30-31	(「販売費と一般管理費……147」と「販売費及び一般管理費元帳……148」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (索引の順番が違い理解し難い。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 102-34		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘理由	検定基準				
	ページ	行							
1	口絵 ③、④		(「簿記一巡の手続」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (14ページの図との関係が分からない。)	3-(3)				
2	6	上表	(「車両運搬具」の「人や物を運ぶトラックなどの自動車(p. 102)」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (102ページの車両運搬具の説明と異なり理解し難い。)	3-(3)				
3	7	表	(「資本金」の内容「企業の元手となるお金」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (元手となるものが現金だけと誤解する。)	3-(3)				
4	8	7 - 8	貸借対照表では、借方(左側)…また、貸方(右側)に	生徒にとって理解し難い表現である。 (「借方」, 「貸方」について説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
5	8	表	(「貸借対照表」の全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (期末の貸借対照表と誤解する。)	3-(3)				
6	43	1 - 12	(「2 内部統制システムと会計帳簿」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (内部統制システムに関する記述がなく理解し難い。)	3-(3)				
7	55	10	残高を超えて小切手の振り出しをしてしまうと不渡りとなり	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (残高を超えて小切手を振り出すことを不渡りと誤解する。)	3-(3)				
8	70	17 - 19	商品の売上時や仕入返品時などの商品が減少する取引や、仕入値引時に記入する。商品の単価や金額は仕入原価(商品の仕入れにかかった金額)で記入する。	生徒にとって理解し難い表現である。 (仕入値引時の処理方法の記述がなく理解し難い。)	3-(3)				
			以下、72ページ8-10行目も同様。						
9	96	表	(「社債」の内容「株式会社が長期的な資金を借り入れるために発行する債券である。社債の保有者は、株式会社から利息を受け取ることができる。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社債は株式会社のみが発行できるかのように誤解する。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 102-34		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	100	表	(「固定資産の種類」、「備品」の「具体例」の「パソコン」) 以下、101ページ7行目「パソコン」も同様。	表記が不統一である。 (6ページ、228ページ表中では「パーソナルコンピュータ」を用いている。)	3-(3)				
11	121	側注1	具体的な記帳方法については、本書では取り扱わない。	学習指導要領に示す内容の取扱いに照らして、扱いが不適切である。 (内容の取扱い(2)のイ「企業における日常の取引に関する主要簿及び関連する補助簿の記帳法について扱うこと。」)	2-(1)				
12	222	図	(「会計ソフトウェアを活用することのメリット」の図の「コスト削減」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (223ページの内容と違い理解し難い。)	3-(3)				
13	222	側注1	Server データの倉庫。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (Serverがデータの倉庫機能だけと誤解する。)	3-(3)				
14	223	7	業種・業態よって	脱字である。	3-(2)				
15	232	右段 34行目	評価勘定……122, 150, 158, 168	不正確である。 (168ページには「評価勘定」の記載がない。)	3-(1)				
16	口絵⑨	左段 38行目	【車両運搬具減価償却累計額】…… p. 158	生徒にとって理解し難い表現である。 (158ページには「車両運搬具減価償却累計額」の記載がなく理解し難い。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 1 枚目

受理番号 102-35		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	11	4	たとえば	表記が不統一である。 (8ページ8行目は「例えば」を用いている。)	3-(4)				
2	30	12	もれなく	表記が不統一である。 (30ページ5行目は「漏れなく」を用いている。)	3-(4)				
3	32	上表	(標準式現金勘定口座貸方の日付欄「×1年」) 以下、89ページ売上帳「×1年」、仕入帳「×1年」も同様。	表記が不統一である。 (借方日付欄は令和×年である。)	3-(4)				
4	34		仕訳帳(全体)	不正確である。 (266ページの解答を導けない。)	3-(1)				
5	38	下図	(現金勘定借方「諸口※」の「※」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
6	40	14	上記の買掛金勘定の貸方	生徒にとって理解し難い表現である。 (なぜ買掛金なのか理解し難い。)	3-(3)				
7	40	側注03	実際にはここに、「4/1 3,000」の記入がなくてはなりません。	生徒にとって理解し難い表現である。 (なぜ4/1なのか理解し難い。)	3-(3)				
8	40	表	(総勘定元帳と合計試算表の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (総勘定元帳と合計試算表の勘定科目が一致しておらず理解し難い。)	3-(3)				
9	53	囲み7行目	仕入れの支払など	表記が不統一である。 (25ページ14行目、54ページ3行目は「支払い」を用いている)	3-(4)				
10	66	4	記入漏れ 以下、22行目「記入漏れ」も同様。	表記が不統一である。 (14行目、18行目は「記帳漏れ」を用いている)	3-(4)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-35		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	76	15	売上原価は売上原価は	誤植である。	3-(2)				
12	80	側注 03	商品を買ったけど、代金は後で受け取ります」	誤植である。	3-(2)				
13	96	下図	(総勘定元帳「売掛金」の発生額「¥1,200,000」と回収額「700,000」)	相互に矛盾している。 (売掛金元帳の発生額と回収額)	3-(1)				
14	104	側注 01	約束手形だけでなく、所有している為替手形も割引くことができます。	生徒にとって理解し難い表現である。 (為替手形は学習しておらず理解し難い。)	3-(3)				
15	118	10 - 11	補助簿(補助元帳)を受取手形記入帳といいます。	相互に矛盾している。 (30ページは補助記入帳と記述。)	3-(1)				
16	133	側注 23	定額法価値が減るという事実や	脱字である。	3-(2)				
17	147	4	(1) 現金等の	表記が不統一である。 (146ページ1行目、147ページ2行目では「現金など」を用いている。)	3-(4)				
18	153	囲み	(「〇〇税の〇〇は、原則として負担者の名前」の記述全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述が理解し難い。)	3-(3)				
19	162	27 - 30	この帳簿組織では、一つの取引が複数の課や係によって、したがって複数の帳簿に記入されることが多いため、それぞれの帳簿を照らし合わせることで、記帳のミスや不正を防止することが	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (内部統制システムの説明と誤解する。)	3-(3)				
			とができます。このようなシステムを内部統制システムといいます。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-35		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
20	188	下図	(「資本金」勘定の「前期繰越10,000」)	相互に矛盾している。 (189ページ下図「資本金」勘定「前期繰越58,000」)	3-(1)	
21	196	3 - 4	受取家賃の残高のうち¥1,500次期分	脱字である。	3-(2)	
22	227	29	作成する貸借対照表に記載します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (損益計算書のデータを貸借対照表に記載する理由が分からない。)	3-(3)	
23	239	13	(「修正記入」欄の番号「④」) 以下、14行目「⑤」、23行目「④」、 24行目「⑤」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (238ページ27行目から32行目までの「決算整理」につけられた仕訳の番号と一致せず理解し難い。)	3-(3)	
24	246	側注 01	登記とは、人間でいえば誕生に相当します。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の根拠が分からない。)	3-(3)	
25	251	18 - 19	(借) 社債 246,000 (借) 社債償還損 1,000 (貸) 当座預金 246,000	生徒にとって理解し難い表現である。 (「当座預金」、「社債償還損」の金額が理解し難い。)	3-(3)	
26	267	19	(注) 33ページから35ページの例のように	生徒にとって理解し難い表現である。 (35ページには例がなく理解し難い。)	3-(3)	
27	292	14	(借) 備品 300,000 (貸) 消耗品300,000	生徒にとって理解し難い表現である。 (26行目の訂正仕訳と違い理解し難い。)	3-(3)	
28	303		(左段29行目「買入償還……251」と 30行目「買入順法……92」) 以下、304ページ左段23行目「仕訳日 計表……210」と24行目「仕訳帳……	不正確である。 (索引の順番が違う。)	3-(3)	
			31)、中段4行目「訂正仕訳……160」 と5-6行目「T字形式(Tフォーム) … …27)、右段21行目「補助簿……30」 と22行目「補助記入帳……30」、24行 目「本店集中計算精度……233」と25			

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-35		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
			行目「本支店会計……230」と26行目「本店勘定……231」も同様。						
29	303		(左段20行目「売上総利益……77, 199」) 以下、39行目「貸倒れ……171」、40行目「貸倒損失勘定……172」、41行	不正確である。 (索引のページ数が違う。)	3-(1)				
			目「貸倒引当金……171」、50行目「株式配当金領収証……60, 126」、中段19行目「繰越試算表……40, 48, 190」、31行目「減価償却……129」、右段1行目「財政状態……13, 198」、304ペ						
			ージ中段26行目「当座預金出納帳……64」も同様。						

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 102-36		学校 高等学校	教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	138		(「レッツ トライ」の「電子記録債権」の全体)	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)
2	147	図	(「所得税預り金」勘定の借方「現金 40,000」、貸方「給料 40,000」)	誤りである。 (仕訳の転記として。)	3-(1)
3	151	下囲み	(「レッツ トライ」の「差入保証金」1行目「敷金」) 以下、3行目「敷金」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)
4	152		(「レッツ トライ」の「クレジット売掛金」の全体)	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)
5	152		(「レッツ トライ」の「役員貸付金と役員借入金」の全体)	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)
6	218	表	(「社債」の記述「株式会社が長期のあいだ資金を借りるために発行するものをいう。社債の保有者は、定期的に利息を受け取ることができる。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (社債は株式会社のみが発行できるかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

1 枚中 1 枚目

受理番号 102-37		学校 高等学校	教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	32	下図	(右側女子生徒の吹き出し「貸方要素②資産の減少」)	相互に矛盾している。 (上図「取引の8要素」の「⑤資産の減少」)	3-(1)
2	211		(領収証の絵)	不正確である。 (割り印と収入印紙)	3-(1)
3	240 - 241		(「1 クレジット売掛金」の全体)	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)
4	241 - 244		(「2 電子記録債権・債務」の全体)	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)
5	247	25 - 32	(「第5編」「総合問題」の1(9)から(11)の問題)	学習指導要領に示す内容と客観的に区別されておらず、また、発展的な学習内容であることが明示されていない。	2-(17)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-303		学校 高等学校		教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	表見返 1	図	(「簿記一巡の流れ」の「証ひょう」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (証ひょうからしか仕訳ができないと誤解する。)	3-(3)	
2	表見返 1-2		(「簿記一巡の流れ」の全体) 以下、折込み「簿記一巡の流れ(帳簿)」全体も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (参照ページの記述がなく、どこで学ぶのか分からず理解し難い。)	3-(3)	
3	目次6	右段 22-23	発展編は、学習指導要領に示されていない、「発展的な学習内容」となります。	発展的な学習内容であることが明示されていない。 (全員が学習する必要のない旨が明示されていない。)	2-(17)	
4	4	17 - 18	複式簿記はヨーロッパ各国やアメリカに伝わり、日本には福澤諭吉の「帳合之法」(1873年)という書籍により広く紹介されました。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (複式簿記は「帳合之法」と誤解する。)	3-(3)	
5	6	絵下	株券 100株…ならない 1万円…なる 以下、「売地 100坪…ならない 1億円…なる」も同様。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株券や土地が簿記の記録対象にならないと誤解する。)	3-(3)	
6	9	1つ目 吹き出し	資産のイメージは増えるとうれしいものです。 以下、9ページ3つ目吹き出し「負債のイメージは増えると悲しいものです。」	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (記述の見解のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	
			」、37ページ吹き出し「備品も現金も増えたらうれしいものなので、資産に該当します。」も同様。			
7	9	4つ目 吹き出し	本書では純資産(資本)と記載します。	表記が不統一である。 (9ページ5つ目吹き出し「純資産」、12ページ3行目「純資産」、13ページ1行目「純資産」、189ページリード文1行目「資本」等。)	3-(4)	
8	9	5つ目 吹き出し	ほかの純資産については第31章以降の株式会社を対象とした簿記で学習します。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (必ず学習しなければならないと誤解する。)	3-(3)	
9	10	図	(「負債の総額」の上「マイナスの財産の総額」) 以下、10ページ吹き出し「(マイナスの財産)」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「マイナスの財産」の意味が分からない。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-303		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	16	リード	(下の絵「費用が増えた。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
11	56	リード	(「精算表」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (57ページや59ページの精算表と違い理解し難い。)	3-(3)				
12	84	リード	(「はじめに」の3-4行目「現金とい えば、1,000円札などの紙幣、500円玉 などの硬貨、電子マネーなどが思い浮 かびますが、」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (電子マネーが処理上「現金」扱いであると誤解す る。)	3-(3)				
13	87	4	1/5 以下、5行目1/7も同様。	表記が不統一である。 (86ページ6行目では1月5日、7行目では7日を用いて いる。)	3-(4)				
14	91	中図	(「決算日に原因不明の過剰額が生じ ているとき」の下図「現金過不足」勘 定の貸方「不一致額」)	表記が不統一である。 (89ページ下図「現金過不足勘定」借方の「不一致 額」には枠線を用いている。)	3-(4)				
15	102	中図	(小口現金出納帳の下「小口現金出納 帳にメモしておいてあとで報告する」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (下吹き出しの②「その内容を「小口現金出納帳」 に記入しておきます。」との違いが分からない。)	3-(3)				
16	170	上図	(「転記」の全体)	誤植である。	3-(2)				
17	223	下表	(「精算表」の全体) 以下、224ページ2つの「精算表」、 225ページ上表「精算表」、281ページ 2つ、282ページ2つ、283ページ3つ、	生徒にとって理解し難い表現である。 (226ページ、285ページの精算表と勘定科目の配列 が違い理解し難い。)	3-(3)				
			284ページ2つの「精算表」の全体も同 様。						
18	240	下絵	(「小切手(控)」と「約束手形(控)」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「小切手(控)」と「約束手形(控)」の意味が 分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 3 枚目

受理番号 102-303		学校 高等学校	教科 商業	種目 簿記	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
19	251	図	(略式の「入金伝票」と「出金伝票」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (242ページの略式化した入金伝票、243ページの略式化した出金伝票と異なり理解し難い。)	3-(3)
20	254 - 255		(「会計ソフトウェアの表示例」の全体)	特定の営利企業および商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
21	271	2つ目 吹き出し	減価償却累計額は貸倒引当金と同じ評価勘定です。	生徒にとって理解し難い表現である。 (211ページにその様な記述はなく理解し難い。)	3-(3)
22	292	13	手形や掛けが電子化されたものです。	生徒にとって理解し難い表現である。 (手形や掛けが電子化されただけでは1つ目の吹き出しのようなメリットは生まれず理解し難い。)	3-(3)
23	297	リード	(「はじめに」の右の吹き出し「手形にはいろいろな運命があるらしい」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (手形の取引や処理が運命という理由が分からない。)	3-(3)
24	300	絵	①振出人が支払いを拒絶(手形の不渡り)	生徒にとって理解し難い表現である。 (96ページ9行目下の吹き出しの記述と異なり理解し難い。)	3-(3)
25	303	17	手形の遡求義務のことを、簿記では、偶発債務といいます。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (遡求義務という用語は簿記では使用しないと誤解する。)	3-(3)
26	326	リード	(「はじめに」の7-8行目「貸借対照表と損益計算」)	脱字である。	3-(2)
27	332	4	元手(資本)を調達する	表記が不統一である。 (334ページ2行目は「資金調達」を用いている。)	3-(4)
28	335	側注 吹き出し	証券会社とは、株式の発行の手伝いをする会社です。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株式の発行の手伝いのみをする会社と誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-303		学校 高等学校		教科 商業		種目 簿記		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
29	338	8	利益の分配として現金を支払うことで す。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (現金のみと誤解する。)	3-(3)				
30	357		(右段1行目「売上値引……114」、2 行目「売上戻り……114」、3行目「売 上帳……80,118」)	不正確である。 (索引の並びが違う。)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-38		学校 高等学校		教科 商業		種目 情報処理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	3	中囲み	POSシステムでの決済 店舗の枠内	不正確である。 (客が決済(支払い)をしていないにも関わらず「 ④売上データが蓄積され」ており不正確である。)	3-(1)				
2	6	側注①	現金自動預け払い機のこと、金融機 関の窓口業務のサービスを提供するコ ンピュータ端末である。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ATMで全ての窓口業務を提供するかのよう に誤解する。)	3-(3)				
3	11	下囲み	〇×ペイとよばれるQRコードを使った 決済サービスは、アプリで残高をチャ ージして実店舗で支払うプリペイド方 式の決済サービスである。	不正確である。 (QRコードを使った決済サービスの全てがプリペ イド方式のみを採用しているわけではない。)	3-(1)				
4	22	側注	色の減色であるCMY	誤記である。	3-(2)				
5	23	上囲み	Case 十勝川温泉のポスターに学ぶ情 報デザイン ③自虐的な内容やユーモアを交えた内 容にすることで読み手の興味を引き、 話題性を高めている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (自虐的な内容が、なぜ話題性を高めているのか理 解し難い。)	3-(3)				
6	29	5 - 8	②実用新案権 …保護期間は特許出願日から10年であ る。	誤りである。 (特許)	3-(1)				
7	29	9 - 11	③意匠権 …保護期間は登録日から20年である。	誤りである。 (登録日から20年)	3-(1)				
8	36	側注②	真(1)偽(10)	誤りである。 (10)	3-(1)				
9	38	19	音声用ライン出力用端子 37ページ26行 ライン入力端子	表記が不統一である。	3-(4)				
10	39	側注②	キャッシュメモリ	誤記である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-38		学校 高等学校		教科 商業		種目 情報処理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
11	40	3	記録装置 39ページ15行 補助記憶装置	表記が不統一である。	3-(4)				
12	41	8 - 9	パソコンの画像出力にも利用される。 55ページ下囲み 確認問題2-1 ① エ、…パソコンの画面出力にも利用される。	表記が不統一である。	3-(4)				
13	41	側注①	規格上のデータ転送速度は5Gbpsと非常に高速である。最大出力解像度は2,560×1,600ピクセル。	不正確である。 (対応する規格が古く転送速度、最大出力解像度ともに不正確である。)	3-(1)				
14	42	6	0と1のみですべての数字をあらわしている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (すべての数字)	3-(3)				
15	42	12	0と1だけで数字をあらわした2進数	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (2進数で数字のみをあらわしているように誤解する。)	3-(3)				
16	48	20 - 21	クライアントサーバシステムのデータの共有などをおこなう通信管理システムがある。	生徒にとって理解し難い表現である。 (データの共有などをおこなう通信管理システム)	3-(3)				
17	52	12 - 13	ディレクトリをわかりやすくあらわしたものがフォルダである。	生徒にとって理解し難い表現である。 (ディレクトリのどのような特徴をわかりやすくあらわしたのかが理解し難い。)	3-(3)				
18	57	側注⑤	送信先により近いアドレスを情報として保存するルーティングテーブルを持ち、それを参照して最短経路を選択してデータを送信する。	不正確である。 (ルータは常に最短経路を選択するわけではない。)	3-(1)				
19	57	側注⑤	Router	誤りである。	3-(1)				
20	62	側注②	ディザリング	誤りである。	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-38		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
21	63	7 - 8	インターネットに接続するには必ずIDとパスワードが求められる。	不正確である。 (必ず求められるとは限らない。)	3-(1)	
22	71	下囲み 図	https (2か所)	誤記である。	3-(2)	
23	78	10 - 11	太字のメールは、まだ開いていない(未開封)を意味し、メールを開くまでは太字になっている。	不正確である。 (すべてのメールが未開封メールを太字で表現するわけではない。)	3-(1)	
24	83	下表	情報セキュリティのCIA 機密性 …非公開にする特性 完全性 …保護する特性 可用性 …使用が可能である特性	不正確である。 (情報セキュリティの3要素は、対象となる情報がもともと備えている性質ではない。)	3-(1)	
25	87	1	悪意のないスパイウェアも存在する。 85ページ2-3行 悪意を持ってつくられたソフトウェアを総称してマルウェアという。	相互に矛盾している。	3-(1)	
26	99	上囲み	中央値の公式 データがn個の場合の中央値= $(n+1)/2$	不正確である。 (nが奇数の場合しか成立しない。)	3-(1)	
27	100	13 - 14	偏差を2乗する。これで偏差の和が求められ、偏差の平均を求めることで、12行 偏差の和は0となる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (偏差の和を2乗したのも偏差の和であると誤解する。)	3-(3)	
28	101	10 - 14	分散は…値が大きくなる傾向にある。 …平均からどの程度離れているかをイメージしづらい。それをもとのイメージに戻すために分散の平方根を求める。これを標準偏差という。	不正確である。 (平方根を求めるのは、もとのイメージに戻すためではない。)	3-(1)	
29	101	10	二乗 100ページ14行 2乗	表記が不統一である。	3-(4)	
30	101	側注①	平均からその前後の標準偏差1つ分の幅のなかに全データの3分の2が、2つ分の幅のなかに95%が収まるといわれている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (どのような分布のデータであっても同様の性質があると誤解する。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-38		学校 高等学校		教科 商業		種目 情報処理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
31	101	側注①	平均からその前後の標準偏差1つ分の幅のなかに全データの3分の2が、2つ分の幅のなかに95%が収まるといわれている。	不正確である。 (3分の2, 95%)	3-(1)				
32	102	側注	$n=1+\log\{2\}N$	生徒にとって理解し難い表現である。 (変数n及びNが何であるか理解し難い。)	3-(3)				
33	107	中図	パレート図を用いたABC分析 商品Bのプロット位置がBグループ枠の上方 106ページ中表 商品名B 累積構成比 92%	相互に矛盾している。	3-(1)				
			107ページ側注① B:70%超～90%まで						
34	109	側注①	2つ前時点の	脱字である。	3-(2)				
35	128	下囲み	条件が成立しなかった場合は	誤記である。	3-(2)				
36	145	2 - 3	ホテルAとホテルBの宿泊数のデータの集まりを 144ページ6行 わが社が経営している3つのホテル (以下、例題等 ホテルA, ホテルB, ホテルC)	相互に矛盾している。	3-(1)				
37	152	6	絶対対参照	誤記である。	3-(2)				
38	155	側注	商品ごとに処理する必要がある表をトランザクション表	不正確である。 (トランザクション表の定義)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

5 枚中 5 枚目

受理番号 102-38		学校 高等学校		教科 商業		種目 情報処理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
39	195	側注	フィルター機能 (2か所) フィルタ	表記が不統一である。	3-(4)				
40	208	中表	音楽ストリーミング販売の市場規模が5%以上拡大 音楽ストリーミング販売の市場規模が縮小 側注	生徒にとって理解し難いである。 (「5%以上拡大」は0以上5%未満の場合が「市場規模の縮小」に含まれるのかどうかの判断基準が明確でなく理解し難い。)	3-(3)				
			「音楽ストリーミング販売の市場規模」についても「Y」のみ、「N」のみの組み合わせはあり得ないので、						
41	213	中	フローチャート No. 0001の金額を足す 214ページ中 No. 0001の金額を足す 215ページ中	不正確である。 (何に金額を足すのかが不明である。)	3-(1)				
			金額を足す						
42	232	16	半角は50%の指定になる。	不正確である。 (全角文字を横幅50%に縮小しても文字コードが半角になるわけではない。)	3-(1)				
43	248	9	要件 8行, 10行 要件	表記が不統一である。	3-(4)				
44	257	下囲み	押印欄は例題4-3-5から	脱字である。	3-(2)				
45	308	左欄	ショートカッターキー	誤記である。	3-(2)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-39		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	7	側注①	JIS（日本工業規格） （以下、43ページ側注②、243ページ13行）	不正確である。 （日本工業規格）	3-(1)	
2	27	側注③	出願の日から20年。	不正確である。 （20年）	3-(1)	
3	31	7 - 9	図やイラストは文字に比べて少ない情報量でわかりやすく伝えることができる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （情報量は文字よりも画像情報の方が少ないと誤解する。）	3-(3)	
4	47	22	液状の樹脂を加工して立体物をつくりだす三次元プリンタ 48ページ11-13行 熱で溶かした樹脂を何層も塗り重ねたり、液状の樹脂を吹きつけてレーザー光	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （三次元プリンタが液状の樹脂のみを加工するものであると誤解する。）	3-(3)	
			で固めたり			
5	49	31	数百GBやTB	脱字である。	3-(2)	
6	49	側注③	磁気ディスク装置, HDD, ドライブ	不正確である。 （ドライブは磁気ディスク装置やHDDを指すとは限らない。）	3-(1)	
7	50	側注①	Hight	誤記である。	3-(2)	
8	55	20 - 21	画像・音声・動画のデータや、コンピュータが直接実行できる0と1のみで表現されている機械語のプログラム	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （画像・音声・動画は0と1のみで表現されていないように誤解する。）	3-(3)	
9	65	中図	ポート番号11の荷物はWWWサーバからで、ポート番号22の荷物はメールサーバからだね！	不正確である。 （ポート番号はクライアントで割り当てるわけではない。）	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-39		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
10	66	側注①	インターネットを利用するネットワークシステムを一般的にWebシステムという。	不正確である。 (Webシステム以外でもインターネット利用している。)	3-(1)	
11	70	中図	①…⑥	生徒にとって理解し難い図である。 (丸数字の意味)	3-(3)	
12	75	下図	受信サーバ 受信者のメールボックス	生徒にとって理解し難い図である。 (受信者のメールボックスがどこにあるのか理解し難い。)	3-(3)	
13	104	9	情報セキュリティポリシー 222ページ19行 セキュリティポリシー	表記が不統一である。	3-(4)	
14	104	20 - 24	情報セキュリティインシデント インシデントとは被害の可能性がある と予想される事故や事態という意味 で、情報セキュリティ事故が発生した 場合にそなえて対処法などを管理する	不正確である。 (情報セキュリティインシデント、インシデント、 アクシデントの定義)	3-(1)	
			ことを情報セキュリティインシデント という。また、実際に事故が発生し、 被害が出ることをアクシデントという 。			
15	131	13 - 14	ヌルストリング以外のデータのすべての 件数を数えるにはCOUNTA関数を使う 。	不正確である。 (ヌルストリングは文字列である。)	3-(1)	
16	146	4	セル (J4)	誤りである。 (J4は商品コードではない。)	3-(1)	
17	146	上囲み	みつかったら、同じ行の1行目から	不正確である。 (同じ行)	3-(1)	
18	149	上囲み	検査値 (4か所) 検査範囲 (3か所) 1行 検索範囲から検索値と一致する値を検 索し、	表記が不統一である。	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

4 枚中 3 枚目

受理番号 102-39		学校 高等学校		教科 商業		種目 情報処理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
19	190	左図	入力データ及び下図	不正確である。 (入力データが計算後のデータになっている。)	3-(1)				
20	207	側注③	一次方程式の解を求めるものがゴールシークであり、連立方程式のように複数の変数があるときは、	不正確である。 (複数の変数があっても一次方程式の可能性がある。)	3-(1)				
21	208	15	セル(B10) 15000	不正確である。 (式の記述)	3-(1)				
22	210	20	「利益額」	不正確である。	3-(1)				
23	217	28	小さいものへ（降順）へ並べ替える	誤記である。	3-(2)				
24	222	25	Manageme	脱字である。	3-(2)				
25	224	上図	A→C→D→E 12-13行 赤太線で記したところは、クリティカルパスといい、	誤りである。 (クリティカルパスではない。)	3-(1)				
26	283	側注②	鬼：シフトJIS「9B3C」	誤りである。	3-(1)				
27	288	20	サーバコンピュータ（分散処理）	不正確である。 (サーバコンピュータ)	3-(1)				
28	288	中表	< 2 > 演算素子の処理速度の変遷	学習上必要な出典が示されていない。 (処理速度の値について)	2-(10)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検定意見書

4 枚中 4 枚目

受理番号 102-39		学校 高等学校		教科 商業	種目 情報処理	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
29	298	12	次のとおりある。	脱字である。	3-(2)	
30	314	右欄	センサー 323ページ右列 センサ	表記が不統一である。	3-(4)	
31	裏見返し5	中	数値の絶対を求める。	脱字である。	3-(2)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 102-40		学校 高等学校		教科 商業		種目 情報処理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	5	31 - 32	2 モデル化とシミュレーション 特集 トレース 172ページ11行 3 アルゴリズムとプログラム	不正確である。 (「3 アルゴリズムとプログラム」が「もくじ」に記載されていない。)	3-(1)				
2	9	側注①	JIS (日本工業規格) (以下, 44ページ側注③, 189ページ 11行)	不正確である。 (日本工業規格)	3-(1)				
3	15	23	バーコードリーダー 16ページ側注 バーコードリーダー	表記が不統一である。	3-(4)				
4	18	側注①	Fintec	脱字である。	3-(2)				
5	29	側注③	登録の日から20年	不正確である。 (意匠権の権利期間)	3-(1)				
6	48	26	液状の樹脂を加工して立体物をつくり たす三次元プリンタ 49ページ14-16行 熱でとろかした樹脂を何層も塗り重ねたり, 液状の樹脂を吹きつけてレーザー光	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (三次元プリンタが液状の樹脂のみを加工するものであると誤解する。)	3-(3)				
			で固めたり						
7	50	13	数百GBやTB	脱字である。	3-(2)				
8	65	中図	ポート番号xxの荷物はWWWサーバから で, ポート番号ooの荷物はメールサーバ からだな!	不正確である。 (ポート番号はクライアントで割り当てるわけではない。)	3-(1)				
9	66	中図	①…⑥	生徒にとって理解し難い図である。 (丸数字の意味)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 102-40		学校 高等学校		教科 商業		種目 情報処理		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
10	71	下図	受信サーバ 受信者のメールボックス	生徒にとって理解し難い図である (受信者のメールボックスがどこにあるのか理解し難い。)	3-(3)				
11	94	左下図	いくつかを	誤記である。	3-(2)				
12	113	12 - 13	ヌルストリング以外のデータのすべての件数を数えるにはCOUNTA関数を使う。	不正確である。 (ヌルストリングは文字列である。)	3-(1)				
13	128	上囲み	みつかったら、同じ行の1行目から	不正確である。 (同じ行)	3-(1)				
14	128	4	セル (J4)	誤りである。 (J4は商品コードではない。)	3-(1)				
15	131	上囲み	検査値 (4か所) 検査範囲 (3か所) 1行 検索範囲から検索値と一致する値を検索し、	表記が不統一である。	3-(4)				
16	136	11	SARCH	誤記である。	3-(2)				
17	229	側注②	鬼：シフトJIS「9B3C」	誤りである。	3-(1)				
18	236	中表	< 2 > 演算素子の処理速度の変遷	学習上必要な出典が示されていない。 (処理速度の値について)	2-(10)				
19	236	20	サーバコンピュータ (分散処理方式)	不正確である。 (サーバコンピュータ)	3-(1)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 102-41		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジネス・コミュニケーション		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
1	表見返 ①		(右上の参照ページの「p. 16～19」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (挨拶は14ページ、お辞儀は15ページに記述があり理解し難い。)	3-(3)				
2	表見返 ①		(中段の表題の「三種類のおじぎ」の「おじぎ」)	表記が不統一である。 (15ページ1行目「お辞儀」。)	3-(4)				
3	表見返 ②		(「面接の一連の流れ」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (14ページから33ページの記述の内容と関連が分からない。)	3-(3)				
4	16	側注	(「小物の選び方」の10行目から15行目「スマートフォンを時計代わりにつかう場合…避けるべきである。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (26ページ側注「腕時計」の「情報端末を使うのは常識的でない。」と違いが分からず理解し難い。)	3-(3)				
5	17	8 - 9	初対面の人と会った時の印象は、0.2秒で決まるといわれている。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の根拠が分からない。)	3-(3)				
6	36	側注②	授与すること。	誤りである。 (受章の説明として。)	3-(1)				
7	39	13 - 14	祭壇に玉串を供えて二拝二拍手一拝し	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (音を立てて拍手をすると誤解する。)	3-(3)				
8	47	囲み	(「接客の8大用語」の1行目「接客を自然に使えるように」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)				
9	48	5 - 6	通常の接客とは異なり、ホスピタリティでは企業と顧客との関係は対等になる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (通常の接客における企業と顧客の関係が分からない。)	3-(3)				
10	48	9 - 11	マニュアルに書かれていることをこなしているだけでは、ホスピタリティとはならないことに注意が必要である。 以下、49ページ囲みの2行目「マニユ	生徒にとって理解し難い表現である。 (ホスピタリティとマニュアルの関係が分からない。47ページ13行目から18行目の「2 接客方法」の「③マニュアルがすべてではない」の記述の内容と関係が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 2 枚目

受理番号 102-41		学校 高等学校	教科 商業	種目 ビジネス・コミュニケーション	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
			アルどおりの接客だけでは対応しきれない内容」，側注の吹き出し「ホスピタリティは，マニュアルを超えたサービスだよ。」も同様。		
11	48	24 - 25	(「顧客の予想を上回るかたちで答えていく」の「答えて」)	誤記である。	3-(2)
12	48	側注	形や行動などで示す「マナー」は相手に不快感を与えないための最低限のルールであり，そこに「心」が加わると，「ホスピタリティ」になる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)
13	56	側注①	(7行目から8行目「KBF: Key Buying Factory」の「Factory」)	誤りである。	3-(1)
14	93	囲み	(「Role Playing」の「③」の吹き出しの「the price is mush too expensive」の「mush」)	誤りである。	3-(1)
15	116	1	出入国の手続き	生徒にとって理解し難い表現である。 (タイトルとして。)	3-(3)
16	119	囲み	(「Role Playing」の「⑥」の吹き出しの「these lunchon mats」の「lunchon」)	誤りである。	3-(1)
17	130	2	輸出入取引とは，外国の相手とモノ(商品)やサービスを売買する取引のことである。	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文にサービスの輸出入取引の記述がなく理解し難い。)	3-(3)
18	裏見返 ⑥	囲み	(「レユニオン島での取り組み」の吹き出しの2行目から3行目「ブルボンポワントゥ」)	特定の商品の宣伝になるおそれがある。	2-(7)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

2 枚中 1 枚目

受理番号 102-42		学校 高等学校	教科 商業	種目 ビジネス・コミュニケーション	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
1	77	囲み	(「4 ビジネスにおける帰納法の例」の「結論」の吹き出しの「だから…利益が上がるだろう。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)
2	89	囲み	(「3 雑談に適した話題」の左列の「キドニタチカケシ衣食住」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)
3	106	囲み	(「1 ビジネス文書の種類」の表の「帳票」の「社外文書」の「注文講書」の「講」)	誤記である。	3-(2)
4	109	31 - 32	または最後の文から2字分あけて入れる。	生徒にとって理解し難い表現である。 (文意が分からない。)	3-(3)
5	115	17	最大「横12cm×縦23.5cm」である。	不正確である。	3-(1)
6	116	側注②	(1行目から2行目の「現金を贈る」の「贈る」)	誤記である。	3-(2)
7	118	囲み	(「確認問題」の「3」の原稿の「5. 主要役員と専門分野」の表の「常務理事」の「小島遊」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (「小島遊」を「たかなし」と読むかのように誤解する。)	3-(3)
8	136	16	Marriott Hotel 以下、136ページ22行目の右段「マリオットホテル」も同様。	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)
9	139	25	(「Practice」の「3」の「次の都市のうち日時が一番早いのはどこか考えてみよう。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文に関連する記述がなく理解し難い。)	3-(3)
10	162	囲み	(「Exercise」の全体)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (海外の企業に問い合わせを送信するかのように誤解する。)	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-43		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス・マネジメント	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	口絵②	囲み	（「世界で活躍する企業」の「主な企業の収益」のグラフの出典の「調査会社調べ」） 以下、口絵②の「企業の再編」の「日	不正確である。 （出典表示として。）	3-(1)	
			本企業によるM&A件数の推移」のグラフ、「国内清涼飲料メーカーの出荷量のシェア」の表、17ページ囲みの「2019（令和元）年 老舗企業の実態調査」の表、51ページ囲みの「1985（昭和60）年以降の日本企業によるM&A件数の推移」のグラフの出典の「調査会社調べ」も同様。			
2	口絵④	下段	（「ICチップを使った情報化社会」の「金融」の「決済時にサイン不要で盗用防止になる。」）	生徒にとって理解し難い表現である。 （サイン不要と盗用防止の関係が分からず理解し難い。）	3-(3)	
3	口絵⑤	上段	（「盛田昭夫」の音楽プレイヤーの写真の「SONY」） 以下、7ページ側注④の写真の「くら寿司」も同様。	特定の営利企業の宣伝になるおそれがある。	2-(7)	
4	3	側注①	（「株主」の5行目から7行目「出資した金額に応じて配当金を受け取ったりすることができる。」）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （配当金が出資した金額で決まるかのように誤解する。）	3-(3)	
5	7	側注②	会社法に基づいて	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （1984年に会社法があったかのように誤解する。）	3-(3)	
6	7	側注④	（説明文と写真の全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （本文の「ICタグを利用した皿」と関係が分からず理解し難い。）	3-(3)	
7	7	囲み	（「やってみよう」の2点目の「K社のビジネスについて調査して」の「K社」）	生徒にとって理解し難い表現である。 （K社が分からず、設問として理解し難い。）	3-(3)	
8	11	側注⑤	（「POSシステム」のバーコードの写真）	生徒が誤解するおそれのある表現である。 （11ページ側注⑤の1行目「商品に貼られたバーコード」のバーコードであるかのように誤解する。）	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-43		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス・マネジメント	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
9	18	側注③	中央銀行的役割を果たした。	生徒にとって理解し難い表現である。 (どのような役割なのかが分からない。)	3-(3)	
10	19	囲み	(「考えてみよう」の「資料2」の図の「(株)日本興業銀行」の「1897～1912」)	不正確である。	3-(1)	
11	19	囲み	(「考えてみよう」の「資料2」の図の下「現在に至る」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (現在の銀行名が分からない。)	3-(3)	
12	20	11 - 12	長崎に派遣されていた岩崎は、海運業の将来性に期待し、九十九商会という海運業をおこなう企業を立ち上げる。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (長崎で九十九商会を立ち上げたかのように誤解する。)	3-(3)	
13	21	囲み	(「三菱第四代社長岩崎小彌太により記された三綱領」の脚注の「三菱グループ各社で構成される」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (企業の集まりであるかのように読める。)	3-(3)	
14	23	中段	(「わが国と世界の地域経済統合」の「TPP11」の参加国)	生徒にとって理解し難い表現である。 (22ページ側注⑥の記述と異なり理解し難い。)	3-(3)	
15	27	2	マーケティングと販売促進のサービスを積極的にこなっている。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (マーケティングと販売促進が異なるものであるかのように誤解する。)	3-(3)	
16	39	13	経営資源の余裕のことをスラック資源という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (スラック資源が記述の内容のみであるかのように誤解する。)	3-(3)	
17	43	側注③	(「商標登録」の5行目「特許庁に届け出ること。」)	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (特許庁に届け出ただけで商標が登録されるかのように誤解する。)	3-(3)	
18	46	1 - 2	ポートフォリオマネジメント 以下、目次 ii, 46ページ4行目、側注①の「ポートフォリオマネジメント」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (46ページ側注①の「Product Portfolio Management」の表記と異なり理解し難い。)	3-(3)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-43		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス・マネジメント	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
19	80	19	(「CとはCost(費用)の略であり」の「費用」)	表記が不統一である。 (80ページ側注②の図の左下「コスト」。)	3-(4)	
20	94	側注⑥	こうしたブランドがもたらす品質を知覚品質という。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (知覚品質について誤解する。)	3-(3)	
21	99	中囲み	(「BIツール」の写真の画面)	生徒にとって理解し難い表現である。 (BIツールとする理由が分からず理解し難い。)	3-(3)	
22	105	下囲み	(「株主総会による企業統治」の3行目から4行目「監査役会設置会社では…取締役の業務執行を監督する。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (105ページ中囲みの「監査役会設置会社のしくみ」の図の「監査役会」から「取締役会」の矢印の「監査」と異なる理由が分からず理解し難い。)	3-(3)	
23	122 - 123		(「ビジネスモデルの事例分析」の全体)	生徒にとって理解し難い表現である。 (農地中間管理事業をビジネスモデルの事例で扱う理由が分からず理解し難い。)	3-(3)	
24	口絵 ⑨-⑩	図	(日本地図の全体)	不正確である。	3-(1)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-44		学校 高等学校		教科 商業	種目 ビジネス・マネジメント	学年
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準	
	ページ	行				
1	16	囲み	(「新結合の五つのタイプ」の「⑤組織イノベーション」のイラスト, 説明文の「対面会議からWeb会議へ」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (16ページ囲み「新結合の五つのタイプ」の「⑤組織イノベーション」の「組織上の新結合…もたらす革新。」と関係が分からず理解し難い。)	3-(3)	
2	19	19	本田氏	表記が不統一である。 (19ページ17行目「本田」。)	3-(4)	
3	19	下囲み	(「Study」の「H社」) 以下, 21ページ下囲みの「Study」の「S社」, 34ページ「F社」, 101ページ「上の会社」, 122ページ「F社」, 129ページ「H社」, 130ページ「T社」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (H社が分からず, 設問として理解し難い。)	3-(3)	
4	22	左上囲み	(「さまざまな顧客」の「未知の顧客」の「まだ社会には存在していない…顧客」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の意味が分からない。)	3-(3)	
5	24	18 - 19	異なる顧客グループに類型化し, 注目するターゲット顧客を決定することをセグメンテーションという。	生徒にとって理解し難い表現である。 (24ページ19行目から21行目ではセグメンテーションを類型化することのみとしており理解し難い。)	3-(3)	
6	41	4 - 5	経済的インセンティブ(人の行動を経済的に誘引するもの) 以下, 42ページ5行目から6行目「経済的ペナルティ(経済的な「罰」のこと)」も同様。	生徒にとって理解し難い表現である。 (「経済的」の意味が分からず理解し難い。)	3-(3)	
7	47	表	(「演習9」の表の「価格(Price)」の「利用料金を無料にする」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (47ページの「演習9」の表の「代価」の「使用料月5,000円」と関係が分からず理解し難い。)	3-(3)	
8	84	11 - 12	(「2013年には流動比率が1を下回った」の「1」)	表記が不統一である。 (84ページの囲みのグラフはパーセント表記。)	3-(4)	

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

受理番号 102-44		学校 高等学校		教科 商業		種目 ビジネス・マネジメント		学年	
番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準				
	ページ	行							
9	89	側注②	標準ピッチとは	生徒にとって理解し難い表現である。 (本文に標準ピッチの記述がなく理解し難い。)	3-(3)				
10	93	9 - 10	大卒男性に関しては、そのほとんどを課長までは昇進させることが多い。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (ほとんどの大卒男性は課長まで昇進できるかのように誤解する。)	3-(3)				
11	124	側注	(「繊維業と自動車業」のグラフの凡例の「自転車業」)	誤りである。	3-(1)				
12	125	9	(「負け犬(dogs)」の「dogs」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (124ページ2行目「問題児(problem child)」, 12行目「花形(star)」, 125ページ1行目「金のなる木(cash cow)」と英語の表記方法が異なる理由が分からない。)	3-(3)				
13	135	表	(「演習2」の「実習イメージ」の表の「1979(昭和54)」の「薄口しょうゆ販売」の右の「食の健康志向」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (「薄口しょうゆ販売」と「食の健康志向」の関係が分からず理解し難い。)	3-(3)				
14	139	表	(「株主と債権者からの資金調達の長所と短所」の表の「株主からの資金調達」の「短所」の下の行の「配当金の支払いに多額の費用がかかることがある。」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (配当金の支払いにかかる費用が何のことが分からず理解し難い。)	3-(3)				
15	145	11 - 15	情報格差の問題にも…知っているのである。	生徒にとって理解し難い表現である。 (85ページの17行目と側注②では同様の内容を「情報の非対称性」と表記しており理解し難い。)	3-(3)				
16	146	側注①	(3行目から5行目「所得は、益金から損金を差し引いて計算される」の「益金」, 「損金」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (説明がなく理解し難い。)	3-(3)				
17	150	6	株主の総意によって決定される。	生徒が誤解するおそれのある表現である。 (株主総会の決議について誤解する。)	3-(3)				
18	150	図	(「株主総会と意思決定」の「株主総会」から「取締役会」の矢印の「選任, 解任」, 「取締役会」から「株主総会」の矢印の「報告」)	生徒にとって理解し難い表現である。 (記述の理由が分からない。)	3-(3)				

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。

検 定 意 見 書

3 枚中 3 枚目

受理番号 102-44	学校 高等学校	教科 商業	種目 ビジネス・マネジメント	学年
-------------	---------	-------	----------------	----

番号	指摘箇所		指摘事項	指摘事由	検定基準
	ページ	行			
19	163	囲み	（「演習6」の囲みの表の「運転資金」の「仕入資金」の「金額」の「2,00,000」）	脱字である。	3-(2)
20	163	囲み	（「演習6」の囲みの表の「資金計画」の「金額」の「父 2,000,000」「銀行2,000,000」）	生徒にとって理解し難い表現である。 （金額欄に文字を表記する理由が分からず理解し難い。）	3-(3)
21	164 - 167		（「日本の企業家」の全体）	生徒にとって理解し難い表現である。 （参照ページの記述がないため、どこで学ぶのかが分からない。）	3-(3)

検定基準の欄には、義務教育諸学校教科用図書検定基準又は高等学校教科用図書検定基準の第2章及び第3章に掲げる項目のうち、該当するものの番号を示す。